

5 参考資料

(1) 鳥取市交通バリアフリー基本構想策定委員会名簿

(順不同)

区分	団体名	役職	氏名
公共交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社米子支社	総務企画室長	渡部 忠治
	鳥取バスター・ミナル株式会社	代表取締役	高木 勇
	社団法人鳥取県バス協会	専務理事	高野 雅博
公安委員会	鳥取警察署	署長	中家 洋
道路管理者	国土交通省鳥取工事事務所	所長	廣川 誠一
	鳥取県土木部	部長	前田八壽彥
行政関係	中国運輸局鳥取陸運支局	支局長	北野 正和
	鳥取県東部健康福祉センター	所長	竹本 英行
利用者	鳥取市自治連合会	副会長	佐竹安次郎
	鳥取市老人クラブ連合会	副会長	山根 秀男
	鳥取市身体障害者福祉協会	会長	松本 正雄
	鳥取市身体障害者福祉協会	副会長	国岡昭太郎
	鳥取市身体障害者福祉協会	理事	山内 巍
	とつとり福祉MAPつくり隊	総括責任者	松岡 迪裕
	鳥取市広域女性交流室連絡会		中江 恵
	鳥取市広域女性交流室連絡会		山根 静子
	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	常務理事	小林 正明
商工関係	鳥取商工会議所	専務理事	上村 伴明
	鳥取商店街連合会	副会長	渡辺 博
	鳥取市ホテル旅館協同組合	理事長	山田 哲彦
学識経験者	鳥取大学	助教授	横須賀俊司
医療関係	鳥取環境大学	副学長	野田 英明
公募	鳥取県東部医師会	副会長	板倉 和資
事務局	鳥取市	助役	岸本 晟
	鳥取市企画部	部長	松本 貴久
	鳥取市福祉保健部	部長	中嶋 昇
	鳥取市商工観光部	部長	井上 清司
	鳥取市建設部	部長	小島 修治
	鳥取市企画部まちづくり推進課		
	鳥取大学教育地域科学部	講師	山下 博樹

(2) 鳥取市交通バリアフリー基本構想策定幹事会名簿

(順不同)

区分	団体名	役職	氏名
公共交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社 米子支社運輸課	課長	石原 亮一
	西日本旅客鉄道株式会社 鳥取駅鉄道部運輸科	科長	佐藤 富男
	日ノ丸自動車株式会社営業課	課長	坂田 達彦
	日本交通株式会社	常務 取締役	澤 耕司
公安委員会	鳥取警察署交通第一課	課長	牧田 郁夫
道路管理者	国土交通省鳥取工事事務所 道路管理第二課	課長	荒木 宏
	鳥取県土木部道路課	課長	仲田 和男
	鳥取県土木部都市計画課	課長	岡本 正文
	鳥取県鳥取土木事務所 維持管理課	課長	薮田美知男
商工関係	鳥取商工会議所	事務局長	中村 健
行政関係	中国運輸局鳥取陸運支局輸送課	課長	石井 繁次
	鳥取県東部健康福祉センター 総務企画室	室長	上山 房之
	鳥取県企画部交通政策課	課長補佐	細羽 正
	鳥取市企画部	部長	松本 貴久
	鳥取市福祉保健部福祉課	課長	衣川 武男
	鳥取市福祉保健部高齢社会課	課長	森内 公一
	鳥取市建設部土木建設課	課長	小谷 豊蔵
	鳥取市建設部道路管理課	課長	半田 卓実
	鳥取市建設部都市計画課	課長	福長 正弘
	鳥取市建設部公園街路課	課長	松本 憲夫
	鳥取市商工観光部商工課	課長	林 雄一郎
	鳥取市まちづくり推進課		

(3) 委員会・幹事会の開催経緯

第1回委員会	平成13年	5月28日(月)	勤労者総合福祉センター
第1回幹事会	平成13年	6月 4日(月)	鳥取市役所第2庁舎
第2回幹事会	平成13年	7月25日(水)	市民会館
第2回委員会	平成13年	8月 9日(木)	さわやか会館
第3回幹事会	平成13年10月	5日(金)	市福祉文化会館
第3回委員会	平成13年10月	12日(金)	さわやか会館
第4回委員会	平成14年	1月31日(木)	さわやか会館

(4) 実態調査の概要

本基本構想の内容は以下の5つの実態調査結果を基に作成しました。

1. 経路実態調査

実施日時	平成13年7月11日(水) 午後1時30分～4時
視察経路	さわやか会館～ホテル ワシントンプラザ前～駅前地下通路 ～鳥取バスターミナル～JR鳥取駅構内～鉄道記念公園 ～さわやか会館
出席者	交通バリアフリー委員会委員・幹事会関係各事業者、身体(肢体 ・視覚・聴覚)に障害のある方々、調査補助員(鳥取大学院生)
ポイント	駅、バスターミナル、バス及び歩道の利用実態を確認し、不都 合箇所の改良のポイントや各施設の望ましい状況などについての 意見を参加者全員の共通認識としてもつことができ、議論の基本 点を確認する。



活発に意見交換が行われる委員会

2. 身体障害者（視覚障害）への聞き取り調査

実施日時・場所 平成13年7月12日（木）午後1時～3時 さわやか会館
出席者 視覚に障害のある方男性3名・女性2名
山下博樹・富田 豊・谷垣靜子（以上鳥取大学）
金田正博・林 克行（以上鳥取市役所）
ポイント 視覚に障害のある人たちにとって、歩道上の放置自転車や違法駐車、あるいは歩道を走る自転車が危険な存在であることを強く認識するとともに、また、音声案内装置の必要性を求められた。

3. 身体障害者（聴覚障害）への聞き取り調査

実施日時・場所 平成13年7月12日（木）午後3時30分～5時
さわやか会館
出席者 聴覚に障害のある方男性2名・女性1名
山下博樹・富田 豊・谷垣靜子（以上鳥取大学）
ポイント 聴覚に障害のある人たちにとって、他人とコミュニケーションをとることの困難さを確認することができるとともに、また、手話の普及などソフト面での様々な施策の必要性を求められた。

4. 高齢者・身体障害者（肢体障害）へのアンケート調査

調査対象 高齢者：鳥取市老人クラブ会長100名への郵送による生活行動実態調査
障害者：鳥取市身体障害者福祉協会会員276名への留め置きによる同調査
実施者 山下博樹（鳥取大学）
ポイント 高齢者や身体に障害のある人たちが、街なかでの行動に様々な不便を感じており、それが多くの外出行動に支障をきたしていることが分かりました。また、駅やバスターミナルを中心にどのような行動がとられているのか、実態を確認する。

5. 各事業者へのヒアリング調査

実施日時 平成13年8月22日（木）・23日（金）
調査対象 西日本旅客鉄道（株）米子支社・鳥取バスターミナル（株）・日本交通（株）・日ノ丸自動車（株）・鳥取県公安委員会・国土交通省・鳥取県・鳥取市
出席者 山下博樹（鳥取大学）、金田正博・林 克行（以上鳥取市役所）
ポイント 聞き取り調査やアンケート調査の結果から作成した交通バリアフリーのための原案について、より有効な改良のための意見や問題点について、詳細に協議する。

6. 鳥取市政懇話会（第2部会）との意見交換

実施日時・場所 平成13年11月28日（水）午後1時30分～3時30分
さわやか会館

出席者 田中敬子・森西辰良・小柴千鶴・下田美智雄・溝口由美・米本哲人（以上部会構成員）、中島憲三・金田正博・林 克行（以上鳥取市役所）

ポイント 交通バリアフリー基本構想の最終案について、スクランブル化やバスの改善などについて多くの意見をいただき、実施すべき事業の必要性を強く再確認する。

7. パブリックコメント

実施日時 平成13年11月15日（木）～12月15日（土）

実施方法 とっとり市報とホームページにて市民の意見を広く聴取した。

8. 福祉MAPつくり隊との意見交換

実施日時・場所 平成13年1月19日（土）午後2時15分～3時30分
さわやか会館

出席者 福祉MAPつくり隊（松岡代表、中・高校生15名）、
松本貴久・金田正博・林 克行（以上鳥取市役所）

ポイント 福祉MAPの作成を通じて、鳥取市中心部のバリアフリーについて詳細な情報と体験をもつ福祉MAPつくり隊のみなさんに、現時点での忌憚のない意見を聴取する。



福祉MAPつくり隊との熱心な意見交換

(5) 鳥取市のバリアフリー化施策の経過

鳥取市では、平成元年9月に「福祉都市宣言」を制定し、「生きがいと思いやりの福祉社会づくり」の実現に向けて公共施設の整備など地域福祉基盤の整備を進めている。

1 障害者福祉週間に交通バリア点検

昭和52年度から鳥取市障害者福祉週間（5月23日～5月29日）の期間中、鳥取駅周辺を中心に障害者団体、関係機関で直接現地を点検し、点字ブロックの改善や歩道の段差の現状等について点検し、関係機関へ要望、改善してきている。

2 公共施設の整備

昭和56年度より市営住宅に身体障害者用住宅の建設を始め、現在11戸整備済である。また平成4年度からは地区公民館にスロープ、身体障害者用トイレの設置、平成9年度からはエレベーターの設置を行ってきている。

3 JR鳥取駅構内の障害者対応型エスカレーター設置

市民の長年の念願であった、JR鳥取駅構内の障害者対応型エスカレーター設置を中国地方で初めて「交通施設バリアフリー化設備整備補助金制度」を取り入れ、JR西日本、鳥取県、鳥取市の三者の事業として平成11年12月完成。

4 衆議院運輸委員会

平成12年4月7日の衆議院運輸委員会において、西尾市長が参考人として交通バリアフリー法の必要性、国が基本方針や補助制度により全国的バランスをみながら関与する制度の必要性を陳述。

(6) 交通バリアフリー法（概要）

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

平成12年5月17日公布、11月15日施行

1 法律の趣旨

高齢者、身体障害者の方、そのほか妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、

- ① 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進します。
- ② 駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

2 法律の基本的な仕組み

① 基本方針の作成

主務大臣が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を作成します。

② 交通事業者に対するバリアフリー基準適合義務

交通事業者に対し、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルを新しく建設する場合、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などを新しく導入する場合に「バリアフリー基準 移動円滑化基準」への適合を義務づけます。

③ 市町村の主導による地域 バリアフリー施策の推進

ア. 市町村による基本方針の作成

市町村は、基本方針に基づき、一定規模の駅などの旅客施設（「特定旅客施設（注）」）を中心とした地区（「重点整備地区」）について、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、実施する事業等を内容とする「基本構想」を作成することができます。

イ. 基本構想に基づく事業の実施

交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施します。

④ バリアフリー化に関する情報の提供

安心して公共交通機関を利用していただけるよう、駅施設などのバリアフリー化の状況についての情報を提供します。

国土交通省・警察庁・総務省『安心して移動できる社会を目指して』より抜粋

基本方針（主務大臣）

- ・移動円滑化の意義及び目標
- ・移動円滑化のために公共交通事業者が講すべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針 等

公共交通事業者が講すべき措置

新設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の義務

- (旅客施設を新設する際の基準適合義務)
・エレベーター、エスカレーターの設置
・視覚障害者誘導用ブロックの敷設
・トイレを設置する場合の身体障害者用トイレの設置 等

- (車両を導入する際の基準適合義務)
・鉄道車両の車いすスペースの確保
・視覚聴覚情報提供装置の設置
・低床バスの導入
・航空機座席の可動式肘掛けの装着 等

既設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の努力義務

重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

基本構想（市町村）

- ・駅等の旅客施設及びその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定
- ・旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項 等

公共交通特定事業

道路特定事業

交通安全特定事業

その他の事業

- ・公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

- ・道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

- ・都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施

- ・駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設について必要な措置
・駐車場、公園等の整備等

支援措置

- ・運輸施設整備事業団による補助金の交付
- ・地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例
- ・固定資産税等課税の特例

交通バリアフリー法の仕組み

(注) 市町村が基本構想を作成することができる「特定旅客施設」は、次のいずれかの条件を満たす旅客施設です。

- 1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設。
- 当該市町村の高齢化率等の地域の状況からみて、高齢者、身体障害者の利用者数がア. の旅客施設と同程度と認められる旅客施設。
- その他、徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から移動円滑化事業を優先的に実施する必要が特に高いと認められる施設。

(7) 鳥取県福祉のまちづくり条例

平成 8 年 10 月 8 日

鳥取県条例第 18 号

私たちの住む鳥取県には、四季折々の豊かな自然、歴史と文化の薫り高い風土がある。

私たちは、この自然、風土に囲まれながら、長い年月を経て、細やかなこころづかいと勤勉な県民性を培ってきた。

この美しい郷土鳥取で、私たち 1 人ひとりが社会の一員として、自立し、尊重され、生きがいを持ちながら生活できる社会は、県民すべての願いである。

このような社会を実現するためには、高齢者、障害者、妊産婦等を取り巻く様々な障壁を除去することによって、だれもが、自らの意思で行動でき、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができるまちづくりを推進することが重要である。

福祉のまちづくりとは、こういった社会の構築を目指し、県、市町村、事業者、県民がそれぞれの責務を果たしながら、協力し合い、環境整備を推し進めていく営みである。

ここに、私たち鳥取県民は、互いの人権を尊重し、福祉のまちづくりを進めるための不断の努力を決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本方針を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって豊かな福祉社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「高齢者等」とは、高齢者、障害者、病弱者、妊産婦、乳幼児等で、日常生活又は社会生活に行動上の制限を受ける者をいう。

2 この条例において「公共的施設」とは、不特定かつ多数の者が利用する建築物、道路、公園等で規則で定める施設をいう。

3 この条例において「公共車両等」とは、一般旅客の運送の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶をいう。

4 この条例において「公共工作物」とは、案内標識、信号機、公衆電話所、バス停留所又はタクシー乗場の用に供する工作物をいう。

5 この条例において「公共的施設等」とは、公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

(平 12 条例 65・一部改正)

(県及び市町村の責務)

第 3 条 県は、福祉のまちづくりに関し、総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするための措置を率先して講ずるものとする。

3 市町村は、県の施策と相まって、地域の実情に応じて福祉のまちづくりに関する施策を策定し、これを実施するものとする。

4 市町村は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等を高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするための措置を講ずるものとする。

(平 12 条例 65・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等を高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするための措置を講ずるよう務めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に積極的に協力するものとする。

3 事業者は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された公共的施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(平12条例65・一部改正)

(県民の責務)

第5条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

2 県民は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 県民は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された公共的施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(平12条例65・一部改正)

第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針等

(施策の基本方針)

第6条 県は、高齢者等の活動の機会が幅広く確保されるよう、高齢者等の福祉に関する計画その他高齢者等の福祉に関する施策との連携を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

(1) すべての県民が、福祉のまちづくりに対して理解を深め、積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること。

(2) 高齢者等が、自らの意思で自由に移動し、及び安全かつ快適に利用できるよう公共的施設等の整備を推進すること。

(平12条例65・一部改正)

(広報活動等の推進)

第7条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者及び県民の理解を深めるとともに、その協力が得られるよう広報活動等を推進するものとする。

(平12条例65・一部改正)

(福祉教育の推進)

第7条の2 県は、児童及び生徒が福祉のまちづくりについての理解を深め、高齢者等に対する思いやりの心をはぐくむよう、体験学習、ボランティア活動その他必要な教育活動を推進するものとする。

(平12条例65・追加)

(情報の収集及び提供)

第8条 県は、高齢者等をはじめとするすべての県民が安全かつ快適に利用できる施設の整備の促進に資する技術その他の福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(調査及び研究)

第9条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な調査及び研究に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、市町村、事業者及び県民と一体となってその推進体制を整備し、福祉のまちづくりの実現を図るものとする。

(支援措置等)

第 11 条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な指導、助言、財政上の措置その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、福祉のまちづくりへの取組を奨励するため、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者の顕彰その他の必要な措置を講ずることができる。

(平 12 条例 65・一部改正)

第 3 章 公共的施設等の整備

(平 12 条例 65・改称)

(整備基準)

第 12 条 知事は、公共的施設の構造及び配置並びに設備の整備について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、通路その他知事が必要と認めるものについて、公共的施設の種類の区分に応じて規則で定める。

(整備基準への適合等)

第 13 条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替又は用途の変更(以下「新築等」という。)をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、利用の目的、地形の状況その他やむを得ない理由により、整備基準に適合させることが著しく困難であるときは、この限りでない。

2 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設について、整備基準への適合状況を把握し、整備基準に適合させるようその整備に努めなければならない。

3 公共的施設の新築等をしようとする者又は公共的施設を設置し、若しくは管理する者は、高齢者等が安全かつ快適に当該公共的施設を利用できるよう配慮しなければならない。

(平 12 条例 65・一部改正)

(維持保全)

第 14 条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

(適合証の交付)

第 15 条 公共的施設を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証明書(以下「適合証」という。)の交付を知事に請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

(新築等の届出)

第 16 条 公共的施設のうち規則で定める施設(以下「特定公共的施設」という。)の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該特定公共的施設の新築等の内容を、あらかじめ、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(指導及び助言)

第 17 条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定公共的施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事の完了の届出)

第 18 条 第 16 条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、知事に届け出なければならない。

(完了検査)

第 18 条の 2 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定公共的施設が整備基準に適合しているかどうかについて検査を行うものとする。

(平 12 条例 65・追加)

(特定公共的施設の適合調査等)

第 18 条の 3 知事は、必要があると認めるときは、特定公共的施設を設置し、又は管理する者(以下「特定公共的施設の設置者等」という。)に対し、当該特定公共的施設が整備基準に適合しているかどうかの調査を実施し、その結果を報告することを求めることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、特定公共的施設の設置者等に対し、当該特定公共的施設を整備基準に適合させるための計画(以下「改善計画」という。)を作成し、届け出ることを求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、特定公共的施設の設置者等に対し、第 1 項の調査又は前項の改善計画について、指導及び助言をすることができる。

(平 12 条例 65・追加)

(立入調査)

第 19 条 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、その職員に、特定公共的施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第 20 条 知事は、特定公共的施設の新築等をしようとする者が、第 16 条の規定による届出を行わずに工事に着手したときは、届出を行うことを勧告することができる。

2 知事は、第 16 条の規定による届出をした者が、当該届出の内容と異なる工事を行ったときは、必要な措置を構すべきことを勧告することができる。

(公表)

第 21 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(公共車両等の整備)

第 22 条 公共車両等を所有し、又は管理する者(以下「公共車両等の所有者等」という。)は、当該公共車両等について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、公共車両等の所有者等に対し、当該公共車両等の整備の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、公共車両等の所有者に対し、前項の規定による報告について、指導及び助言をすることができる。

(平 12 条例 65・全改)

(公共工作物の整備)

第 22 条の 2 公共工作物を所有し、又は管理する者(以下「公共工作物の所有者等」という。)は、当該公共工作物について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、公共工作物の所有者等に対し、当該公共工作物の整備の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、公共工作物の所有者等に対し、前項の規定による報告について、指導及び助言をすることができる。

(平12条例65・追加)

(住宅への配慮)

第22条の3 県民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況の変化に応じて安全かつ快適な生活ができるように配慮するよう努めなければならない。

2 住宅を供給する者は、高齢者等が安全かつ快適な生活ができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。

(平12条例65・追加)

第4章 雜則

(適用除外)

第23条 公共的施設の整備について、その存する場所の属する市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上に高齢者等が安全かつ快適に利用できる措置を講ずることとなるよう定めている場合は、前章の規定は、適用しない。

(国等に関する特例)

第24条 国、県、市町村その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、第16条から第21条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定公共的施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、国等に対し、整備基準への適合その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(平12条例65・一部改正)

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は 規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章、第23条及び第24条の規定は、平成9年10月1日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成12年条例第65号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例(以下「新条例」という。)第18条の2及び第18条の3並びに第22条から第22条の3までの規定並びに次項の規定による改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)別表3の項(5)の規定は、平成13年1月1日から適用する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

3 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(検討)

4 知事は、この条例の施行後5年以内に、新条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

発 行

(事務局)

〒680-8751 鳥取市尚徳町116番地
鳥取市企画部まちづくり推進課
電話 0857-20-3158
FAX 0857-20-3040
Eメール pl-tori@city.tottori.tottori.jp

